

[ 要点 ]

海外の著名な著作物の題号からなる商標を、法4条1項7号に該当し無効であるとした事案。

*Anne  
of Green Gables*

本件商標

『「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」(4条1項7号)には、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字又は図形である場合、当該商標の構成自体がそのようなものでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合、他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合、当該商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合、などが含まれる』と判示した。

また、「国際信義」( ) に関しては、『商標登録が特定の国との国際信義に反するかどうかは、当該商標の文字・図形等の構成、指定商品又は役務の内容、当該商標の対象とされたものがその国において有する意義や重要性、我が国とその国の関係、当該商標の登録を認めた場合にその国に及ぶ影響、当該商標登録を認めることについての我が国の公益、国際的に認められた一般原則や商慣習等を考慮して判断すべきである。』と具体的判断基準を示した。

本件事案においては、本件商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国との国際信義に反し、両者の公益を損なうおそれが高いこと、原題は、カナダ国において公的標章として保護され、私的機関の使用は禁止されていること、本著作物には大きな顧客吸引力があり、その題号からなる商標を無関係の一民間企業に認め、その使用を独占させることは相当でないこと、さらに、原告の本件商標の出願経過には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないこと等判示し、本件商標は無効であるとした審決の判断は正当であると判示した。

以上

( 弁護士 井上 義隆 )